

江東区家屋・建築物被害状況調査(ざっくり調査)マニュアル [概要版]

令和6年10月 都市整備部建築調整課建築紛争係

■ ざっくり調査の概要

- 【調査概要】 発災後、区職員が現地調査により、区内の建築物の被害状況を調査する。
- 【調査目的】 大規模地震の発災後、東京都と連携して災害対策を検討するため。
- 【調査区域】 江東区全域（海の森等の市街化調整区域除く）を対象とし、町丁目ごとに調査する。
- 【調査期間】 原則、発災後1～2日以内。
- 【調査方法】 建築物が家屋被害（「全壊」または「全焼」）を受けているかどうか、外観目視により判断する。道路に面した一部の建築物のみを調査対象とするサンプル調査とする。
- 【調査結果】 町丁目ごとに被害割合（調査をした建築物の棟数のうち、家屋被害を受けている建築物の棟数の割合）を調査する。各地区より提出される調査用地図を集計、整理し、被害割合別に色分けした被害分布図（江東区全体）と、調査地区ごとにまとめた調査集計表を作成する。

■ ざっくり調査の周知

建築調整課は、平常時、以下のとおりざっくり調査の周知を行うこととする

- ・都市整備部各課および区民部区民課（出張所、特別出張所含む）に対して、定期的に説明を実施する。
- ・江東区総合防災訓練にて、調査員に対してざっくり調査の模擬訓練を実施する。
- ・江東区ホームページにて、ざっくり調査の概要を公開する。

[ホーム](#) > [防災・安全](#) > [防災情報江東区](#) > [江東区の防災対策・計画](#) > [江東区建築物被害状況調査（ざっくり調査）](#)

■ 調査実施の流れ

調査は以下、（１）～（５）の手順で行うこととする。

- （１）災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部長（区長）が必要があると認めた場合に、ざっくり調査実施本部を設置する。
- （２）ざっくり調査実施本部は、都市整備部各課および区民部区民課に参集要請をし、参集した者から順次調査員を選任する。
- （３）調査員は、配置された地区の拠点となる出張所および特別出張所に移動後、調査を開始する。
- （４）調査終了後、調査員は調査結果の記入が済んだ調査用紙を整理し、調査した地区の町丁目すべての分をまとめてざっくり調査実施本部に提出する。
- （５）ざっくり調査実施本部は、調査結果を災害対策本部長（区長）に報告する。また、江東区のホームページ内に調査結果を記載した被害分布図（PDF ファイル）をアップロードし、公表する。

参考「被害分布図」作成例

